

保存期間	3年（令和7年12月31日まで）
有効期間	3年（令和7年12月31日まで）

福 警 務 部 第 7 3 6 号

令 和 4 年 1 2 月 1 4 日

各部長
殿
各所属長

警察本部長

福岡県警察における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について

（通達）

上記のことについては福岡県警察における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について（令和元年12月10日付け、福警務部第429号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、引き続き、同要領に基づき適正な対応を図られたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

主務課係名	監 察 官 室 企 画 係	電話番号	2 8 6 4
	教 養 課 教 養 係		2 7 3 3
	被害者支援・相談課警察安全相談係		2 5 4 5

福岡県警察における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(目的)

第1条 この通達は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、福岡県警察の職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この通達において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいをいう。
- (2) 障がい者 障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱い（以下「不当な差別的取扱い」という。）をすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

(所属長の責務)

第5条 職員のうち、所属長（警察本部の課、警務部監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署の長をいう。以下同じ。）は、前2条に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、所属職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障がい者及びその家族その他の関係者（以下「障がい者等」という。）から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、所属職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 所属長は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（懲戒処分等）

第6条 職員が、障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

（相談体制の整備）

第7条 総務部被害者支援・相談課（警察安全相談に係る事務に限る。）の分掌事務を所掌する課に、障がい者等からの相談等に対応するための相談窓口を置く。

2 相談窓口においては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、手紙、電話、ファックス、電子メール、筆談、要約筆記、手話等障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等については、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係所属職員相互で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

4 第1項の相談窓口については、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

（教養・啓発）

第8条 警察本部長は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な教養・啓発を行うものとする。

2 警察本部長は、次の各号に掲げる職員に対し、それぞれ当該各号に定める内容について、教養を実施するものとする。

(1) 新たに職員となった者 障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項

(2) 新たに所属長となった職員 障がいを理由とする差別の解消等に関して求められる役割

3 警察本部長は、職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図るものとする。